

はじめに

屋外広告物は、私たちに目的地までの案内などの様々な情報を提供するなど広く利用されており、まさに活気をもたらすものです。しかしながら、自由に広告が出されることになると、より目立たせようとして、ともすれば大きくなったり派手になったりして無秩序になり、まちなみや自然景観を乱したり、広告物の倒壊や落下などによる事故の要因となることも考えられます。

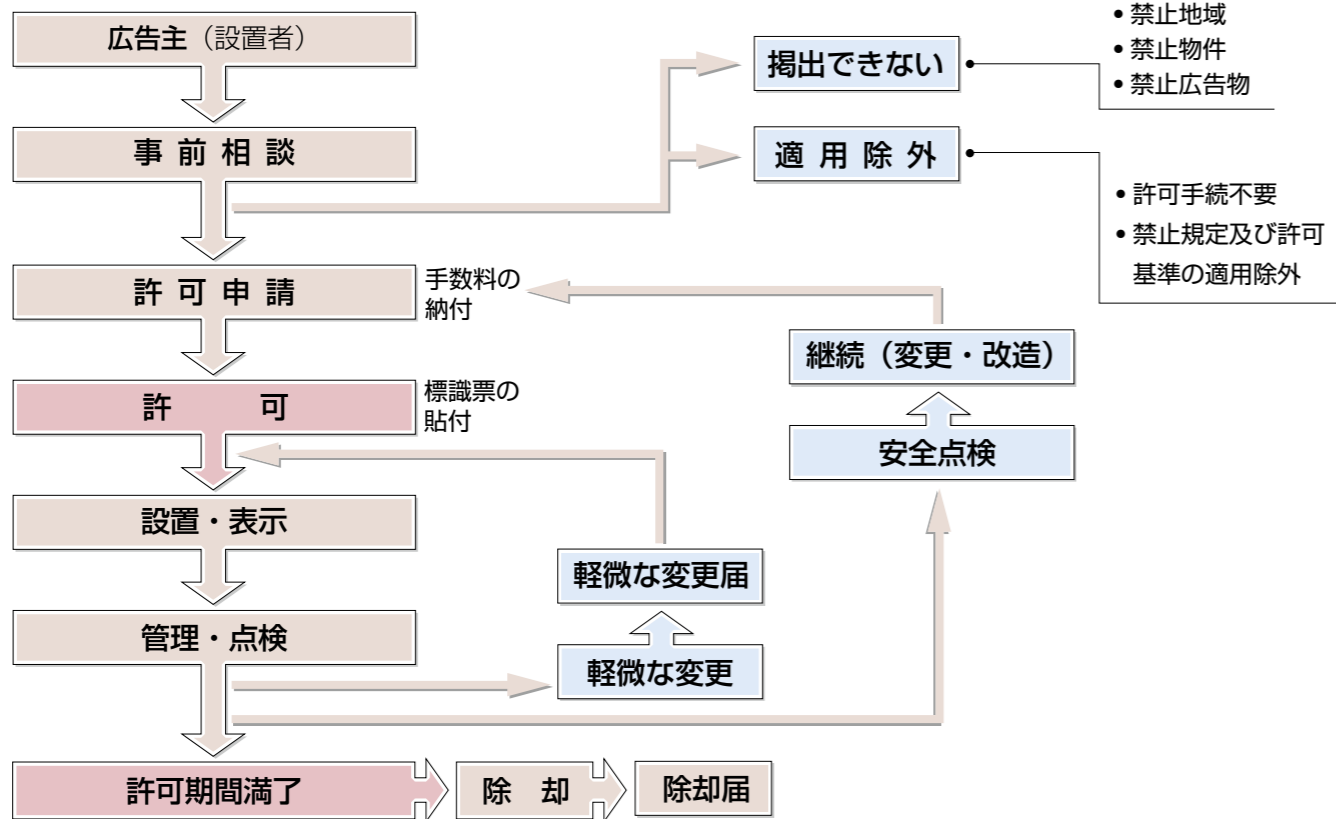
本市では、美しいまちの景観を守るとともに、魅力ある都市空間づくりを進めることは重要なことであると考え、屋外広告物法に基づいて相模原市屋外広告物条例を制定（平成15年4月1日施行）し、屋外広告物についてのルールを定めています。

屋外広告物とは、

- ★常時又は一定の期間継続して
- ★屋外で
- ★公衆に表示されるものであって
- ★看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの（屋外広告物を掲出する物件を含みます）をいいます。

屋外広告物を出すには手続きや義務があります

屋外広告物の設置手続きのながれ



他法令の手続き（必要に応じて）


手続き	問合せ	
工作物確認申請（建築基準法）	指定確認検査機関又は市役所建築審査課	
道路占用許可（道路法）	国道16号、国道20号	国土交通省相武国道事務所
	それ以外の国道、県道、市道	市役所各土木事務所
道路使用許可（道路交通法）	所轄の各警察署	

屋外広告物の安全管理の義務

広告物を表示するときは、次のことを守ってください。


- 安全点検義務
継続許可申請時には、安全性について点検を行い、報告書を提出しなければなりません。
- 管理義務
補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければなりません。

危険の兆候をチェック！ 早期発見が事故を防ぎます

サビ	汚れ	ズレ・欠陥	照明不点灯
			
鉄骨やボルトのサビは破損の第一歩	サビ汁がたれていたら、内部が腐食しているかも?!	盤面のズレや取付具の欠落は落下の前触れ	漏電の場合は火災の危険も

見つけたら専門家に相談！ 早期対応が費用を抑えます

早めに処置すれば、サビを落とし保護材を塗布すれば済むものも、放っておくと取替えや大規模補修により**多額の費用**がかかり、事故が発生した場合は**賠償責任**を問われることもあります。

	
ポール看板の倒壊	袖看板の底部脱落

- 特定屋外広告物安全管理者の設置
高さ4メートルを超える広告塔、広告板等には、有資格者の特定屋外広告物安全管理者を置かなければなりません。また、継続許可申請時には、特定屋外広告物安全管理者又は有資格者による、安全性についての点検を行わなければなりません。（資格：屋外広告士、屋外広告物講習会の課程を修了した者、建築士（木造を除く。）、その他市長が認める者）

屋外広告物の許可期間と許可手数料（第7条第3項、第8条第1項、別表第1）

種類（許可期間）	手数料（単位）	
はり紙（1月以内）	500円（100枚）注1	
はり札等（1年以内）	200円（1枚）	
電柱又は街灯柱を利用するもの	つり下げ旗（1年以内）	200円（1枚）
	その他（3年以内）	200円（1枚）
立看板等	紙張又は布張のもの（3月以内）	300円（1基）
	木製のもの（1年以内）	
	金属製又は合成樹脂製等のもの（3年以内）	
広告旗（3月以内）	300円（1本）	
広告塔、広告板及びアーケードに設置するもの（3年以内） 建築物又は工作物の外面に直接表示し、又は物件を設置するもの（3年以内） 広告幕のうち、懸垂装置により掲出し、又は表示面を固定するもの（3年以内）	照明装置なし	照明装置あり
	1,500円（1基）注2	2,400円（1基）注3
アーチ（3年以内）	6,000円（1基）	9,000円（1基）
アドバルーン（1月以内）	1,000円（1個）	1,500円（1個）
広告幕（6月以内）（懸垂装置又は表示面を固定するものを除く。）	300円（1張）	
電車、自動車等の外面を利用するもの（1年以内）	800円（1台）	
標識柱を利用するもの（3年以内）	200円（1枚）	

注1：100枚未満であるとき、又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、100枚として計算する。
注2：ただし、広告等に使用される面の表面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに、1,500円を加算した金額
注3：ただし、広告等に使用される面の表面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに、2,400円を加算した金額

禁止地域

屋外広告物を掲出できない場所などがあります

良好な景観の形成や風致を維持するために、屋外広告物を掲出できない「禁止地域」を定めています。

この他、原則として屋外広告物を取り付けられない「禁止物件」、どのような場合にも掲出できない「禁止広告物」を定めています。

■ 屋外広告物を掲出できない地域（禁止地域）（第9条第1項）

- 重要文化財の建造物及びその周辺50m以内の地域（市長が指定する区域を除く。）
- 史跡、名勝、天然記念物に指定又は仮指定された地域
- 県又は市の指定若しくは登録の文化財の地域又は場所並びに建造物及びその周辺50m以内の地域（市長が指定する区域を除く。）
- 保安林 ● 国立公園及び国定公園の特別地域 ● 県立自然公園の特別地域
- 近郊緑地特別保全地区 ● 特別緑地保全地区 ● 自然環境保全地域 ● 古墳、墓地及び火葬場
- 道路用地及びこれから展望できる範囲で、市長が指定する地域（中央高速道路、圏央道の道路用地（本線に限る。）及び周辺500m以内の地域）
- 河川区域
- 景観重要建造物、景観重要樹木又は地域景観資源のいずれかを含む市長が指定する地域

■ 屋外広告物を掲出できない物件（禁止物件）（第9条第2項）

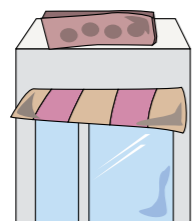
- 橋りょう（ガード類を含む）、高架構造物、トンネル、信号機、道路標識、道路の分離帯及び防護柵その他これらに類する物件
- 街路樹
- 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器
- 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件
- 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐら
- 送電塔、送受信塔及び照明塔
- 煙突及びガスタンクその他これに類する物件
- 石垣、擁壁その他これらに類する物件への直接表示
- 電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋及び植樹帯への、はり紙（ポスターを含む）、はり札、広告旗、又は立看板等の表示
- 道路の路面

■ 掲出できない屋外広告物（禁止広告物）（第10条）

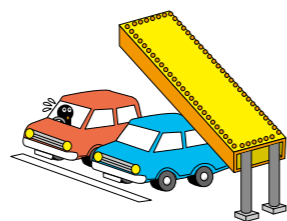
- 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法又は設置の位置等が、著しく良好な景観又は風致を害するおそれのあるもの
- 著しく汚染又は破損し、若しくは老朽化したもの
- 倒壊、落下又は飛散のおそれがあるもの
- 建築物の外面を利用する広告物等で、窓その他の開口部を塞ぐもの
- 信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくは妨げるおそれがあるもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



交通の安全を阻害するおそれのあるもの



著しく汚染したものや破損、老朽化したもの



倒壊のおそれのあるもの



落下や飛散のおそれのあるもの

許可地域

地域の特性を踏まえた許可地域があります

住みよい風格のあるまちなみの形成のため、6種類の許可地域があります。

■ 許可地域（第11条、別表第2）

- ① 自然系許可地域
- ② 住居系許可地域
- ③ 工業系許可地域
- ④ 沿道系許可地域
- ⑤ 近隣商業系許可地域
- ⑥ 商業系許可地域

※禁止地域、許可地域、景観形成重点地区は、相模原市ホームページの「さがみはら地図情報」で確認できます。

さがみはら地図情報

各許可地域と用途地域等との関係

		国県道の両外側30m以内	左記以外
都市計画区域内	第一種低層住居専用地域	自然系許可地域	
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域	住居系許可地域	
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域	沿道系許可地域	住居系許可地域
	第二種住居地域	沿道系許可地域	
	準住居地域		
	近隣商業地域	近隣商業系許可地域	
	商業地域	商業系許可地域	
	準工業地域	沿道系許可地域	工業系許可地域
	工業地域		
	工業専用地域		自然系許可地域
市街化調整区域	住居系許可地域		
用途無指定			
都市計画区域外		住居系許可地域	

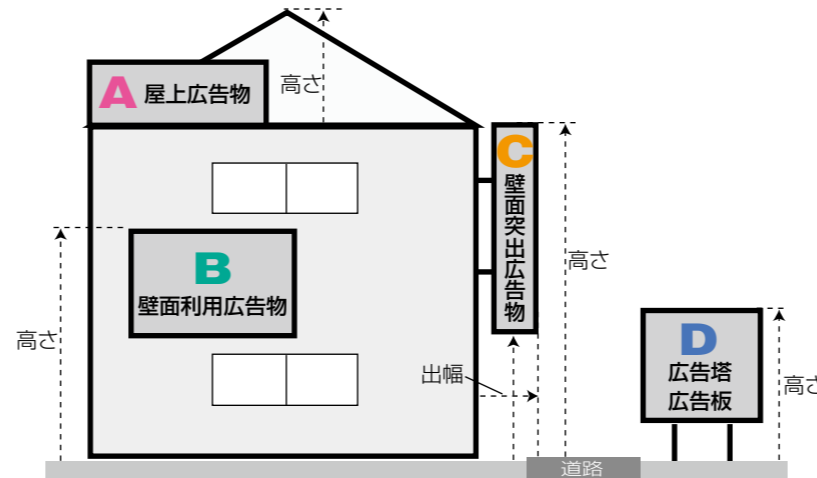
景観形成重点地区

地区の個性的な景観資源を生かした、きめ細かな景観形成を行うため、相模原市景観計画において景観形成重点地区を指定しています。景観形成重点地区の詳細につきましては、景観形成重点地区のパンフレットをご確認ください。

地域ごとの許可基準があります

次に定める基準のほか、景観形成重点地区においては、景観計画に定める基準が適用されます。
景観形成重点地区の詳細につきましては、景観形成重点地区のパンフレットをご確認ください。

自然系許可地域	
○第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び市街化調整区域(沿道系許可地域に含まれる地域を除く)	
A 屋上広告物 ●表示等は禁止	B 壁面利用広告物 面積 5㎡以内 ●4面以下 ●壁面からはみ出し禁止 注1 ●高さは地上5m以下 (一壁面) ただし、建築物の名称等は、この限りでない
C 壁面突出広告物 面積 17㎡以内 (一の建築物) ●壁面の上端を超えないこと ●高さは地上10m以下 ●下端は地上2.5m以上(車道上4.5m以上) 注2 ●出幅は、建築物から1.2m以下で、道路境界線から1m以下	D 広告塔・広告板 面積 5㎡以内 注3 (一基あたり) ●道路上に突出しないこと ●高さは地上3m以下
※広告物の表示面積の合計は27㎡以内、ネオン照明・点滅照明・動光及び電光表示装置の設置禁止 ※1面の表示面積が3㎡以上あるものは、色彩規制があります。(P.10・11参照)	



※【壁面突出広告物】及び【広告塔、広告板】は、1面ではなく、両面に表示があるときは両面の表示面積を合計した面積のことをいいます。

■ 広告物の種類

- A 屋上広告物 : 建築物の上部から突出するもの
- B 壁面利用広告物: 建築物又は工作物の外面に直接表示し、又は物件を設置するもの
- C 壁面突出広告物: 建築物の外面から突出するもの
- D 広告塔・広告板: 土地に直接設置する広告塔及び広告板

住居系許可地域	
○自然系許可地域、工業系許可地域、沿道系許可地域、近隣商業系許可地域及び商業系許可地域以外の地域	
A 屋上広告物 面積 5㎡以内 注3 (一の建築物) ●形状(縦÷横=1以下) ●広告塔の表示面積は、最大断面面積 ●建築物から横にはみ出し禁止 ●物見塔等への設置禁止 ●高さは建築物の屋根の最高部を超えないこと	B 壁面利用広告物 面積 10㎡以内 (一壁面) ●4面以下 ●壁面からはみ出し禁止 注1 ●高さは地上5m以下 ただし、建築物の名称等は、この限りでない
C 壁面突出広告物 面積 17㎡以内 (一の建築物) ●壁面の上端を超えないこと ●高さは地上10m以下 ●下端は地上2.5m以上(車道上4.5m以上) 注2 ●出幅は、建築物から1.2m以下で、道路境界線から1m以下	D 広告塔・広告板 面積 15㎡以内 注3 (一基あたり) ●道路上に突出する場合出幅は路端から1m以下 突出部分の下端は地上4.5m以上(歩道上では2.5m以上) ●高さは地上5m以下
※広告物の表示面積の合計は47㎡以内、ネオン照明・点滅照明・動光及び電光表示装置の設置禁止 ※1面の表示面積が5㎡以上あるものは、色彩規制があります。(P.10・11参照)	

工業系許可地域	
○準工業地域、工業地域、工業専用地域(沿道系許可地域に含まれる地域を除く)	
A 屋上広告物 面積 30㎡以内 注3 (一の建築物) ●形状(縦÷横=1以下) ●広告塔の表示面積は、最大断面面積 ●建築物から横にはみ出し禁止 ●物見塔等への設置禁止 ●高さは建築物の上端から3m以下で建築物高さの1/3以下	B 壁面利用広告物 ●4面以下 ●壁面からはみ出し禁止 注1 ●高さは地上10m以下 ただし、建築物の名称等は、この限りでない 1壁面あたりの表示面積は20㎡又は当該面の地上10m以下の壁面積の1/4以下の大きい方の面積以内
C 壁面突出広告物 面積 30㎡以内 (一の建築物) ●壁面の上端を超えないこと ●高さは地上15m以下 ●下端は地上2.5m以上(車道上4.5m以上) 注2 ●出幅は、建築物から1.2m以下で、道路境界線から1m以下	D 広告塔・広告板 面積 20㎡以内 注3 (一基あたり) ●道路上に突出する場合出幅は路端から1m以下 突出部分の下端は地上4.5m以上(歩道上では2.5m以上) ●高さは地上10m以下



※【壁面突出広告物】及び【広告塔、広告板】は、1面ではなく、両面に表示があるときは両面の表示面積を合計した面積のことをいいます。

近隣商業系許可地域	
○近隣商業地域	
A 屋上広告物 面積 70㎡以内 注3 (一の建築物) ●形状(縦÷横=1以下) ●広告塔の表示面積は、最大断面面積 ●建築物から横にはみ出し禁止 ●物見塔等への設置禁止 ●高さは建築物の上端から7m以下で建築物高さの1/3以下	B 壁面利用広告物 ●4面以下 ●壁面からはみ出し禁止 注1 ●高さは地上10m以下。ただし、建築物の名称等は、この限りでない 1壁面あたりの表示面積は30㎡又は当該面の地上10m以下の壁面積の1/4以下の大きい方の面積以内
C 壁面突出広告物 面積 50㎡以内 (一の建築物) ●壁面の上端を超えないこと ●高さは地上15m以下 ●下端は地上2.5m以上(車道上4.5m以上) 注2 ●出幅は、建築物から1.2m以下で、道路境界線から1m以下	D 広告塔・広告板 面積 30㎡以内 注3 (一基あたり) ●道路上に突出する場合出幅は路端から1m以下、突出部分の下端は地上4.5m以上(歩道上では2.5m以上) ●高さは地上10m以下

沿道系許可地域	
○第二種住居地域及び準住居地域 ○一般国道及び都道府県道の両側30m以内にある第一種住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域及び市街化調整区域	
A 屋上広告物 面積 50㎡以内 注3 (一の建築物) ●形状(縦÷横=1以下) ●広告塔の表示面積は、最大断面面積 ●建築物から横にはみ出し禁止 ●物見塔等への設置禁止 ●高さは建築物の上端から5m以下で建築物高さの1/3以下	B 壁面利用広告物 ●4面以下 ●壁面からはみ出し禁止 注1 ●高さは地上10m以下 ただし、建築物の名称等は、この限りでない 1壁面あたりの表示面積は30㎡又は当該面の地上10m以下の壁面積の1/4以下の大きい方の面積以内
C 壁面突出広告物 面積 30㎡以内 (一の建築物) ●壁面の上端を超えないこと ●高さは地上15m以下 ●下端は地上2.5m以上(車道上4.5m以上) 注2 ●出幅は、建築物から1.2m以下で、道路境界線から1m以下	D 広告塔・広告板 面積 30㎡以内 注3 (一基あたり) ●道路上に突出する場合出幅は路端から1m以下、突出部分の下端は地上4.5m以上(歩道上では2.5m以上) ●高さは地上10m以下

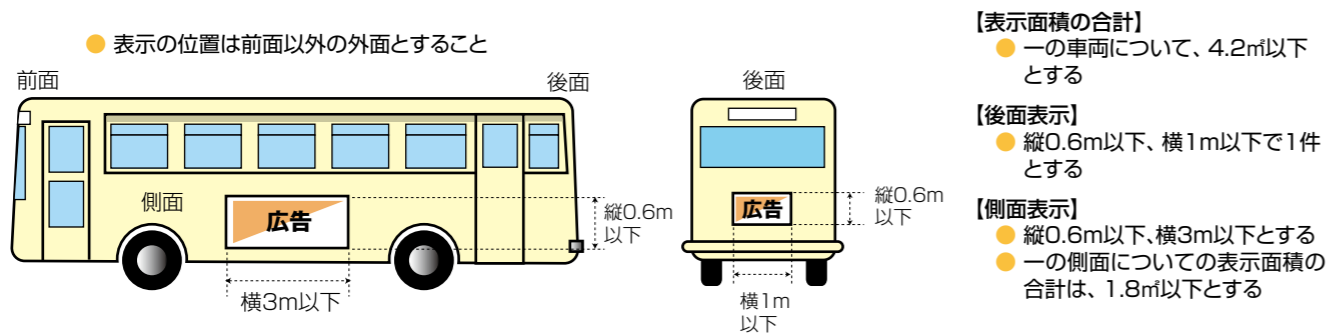
商業系許可地域	
○商業地域	
A 屋上広告物 ●形状(縦÷横=1以下) ●建築物から横にはみ出し禁止 ●物見塔等への設置禁止 ●高さは建築物の上端から10m以下で建築物高さの2/3以下	B 壁面利用広告物 ●4面以下 ●壁面からはみ出し禁止 注1
C 壁面突出広告物 面積 50㎡以内 (一の建築物) ●壁面の上端を超えないこと ●下端は地上2.5m以上(車道上4.5m以上) 注2 ●出幅は、建築物から1.2m以下で、道路境界線から1m以下	D 広告塔・広告板 面積 30㎡以内 注3 (一基あたり) ●道路上に突出する場合出幅は路端から1m以下、突出部分の下端は地上4.5m以上(歩道上では2.5m以上) ●高さは地上15m以下

すべての許可地域 壁面利用のはり紙等

- 1枚1㎡以内とする
- 同一のものを連続して表示しない
- 容易に除去できる方法による

注1: ただし、箱文字等が上端からはみ出す場合で、はみ出す部分の縦の長さが1/2以下の場合はこの限りでない。
 注2: ただし、道路以外の部分で、歩行者が通行しない部分ではこの限りでない。
 注3: 広告塔の場合は最大断面面積

電車、自動車等の外面を利用するもの



※電車又は路線バスの外面を利用するもので、一の車両についての表示面積の合計が4.2㎡を超えるものの場合

【電車】

電車における一の外面に表示する屋外広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下であることとし、当該電車の屋根及び底面には屋外広告物を表示しないこと。

【路線バス】

路線バスにおける表示の位置は、前面以外の外面とすることとし、当該路線バスの車体の窓から上部及び底面は、屋外広告物の地色1色とすること。路線バスは、市長が指定する区域を走行しないこと。

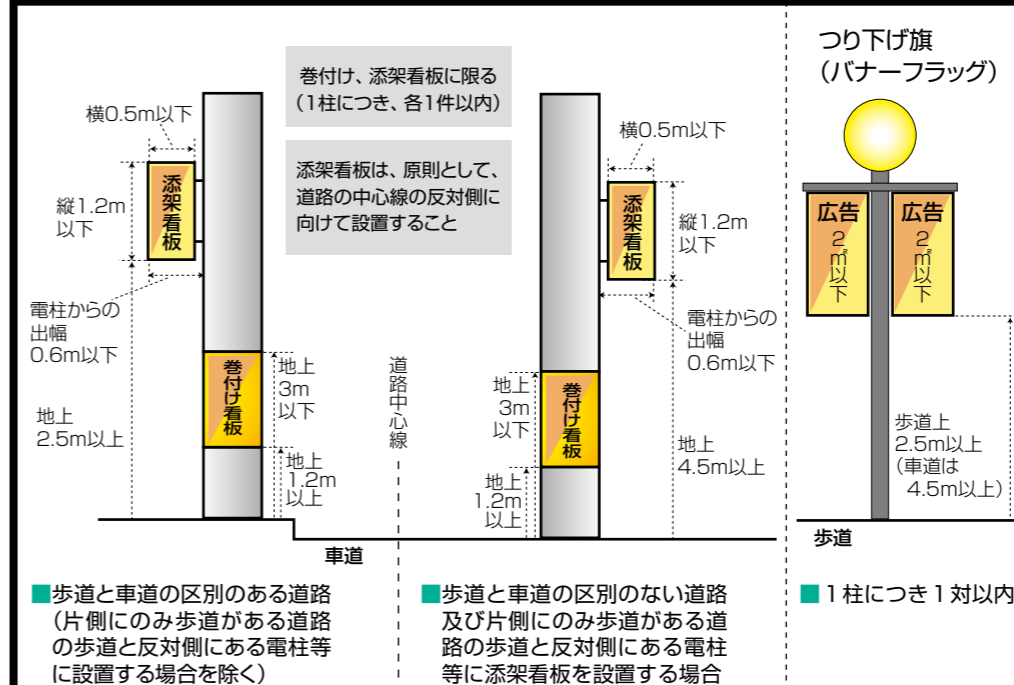
【共通】

- 車体の窓、ドア等のガラス部分には表示しないこと。
- 運転者を幻惑させるおそれのある、発光し、発光機材を用い、又は反射素材を有する屋外広告物は表示又は掲出ししないこと。
- 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意を著しく低下させるおそれのあるものは掲出ししないこと。

【交通事業者の責務】

- 相模原市電車、路線バスの車体利用広告物自主審査実施要綱及び同ガイドラインに基づき自主審査をすること。

電柱及び街灯柱を利用するもの

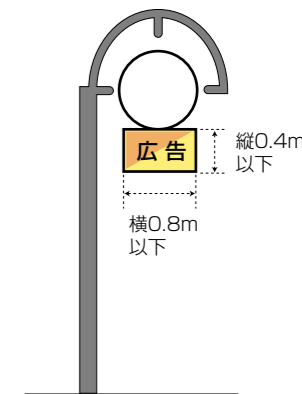


※同一道路に設置する場合は、なるべく位置、形状及び規模を統一すること
※信号機を設置している電柱への設置は禁止

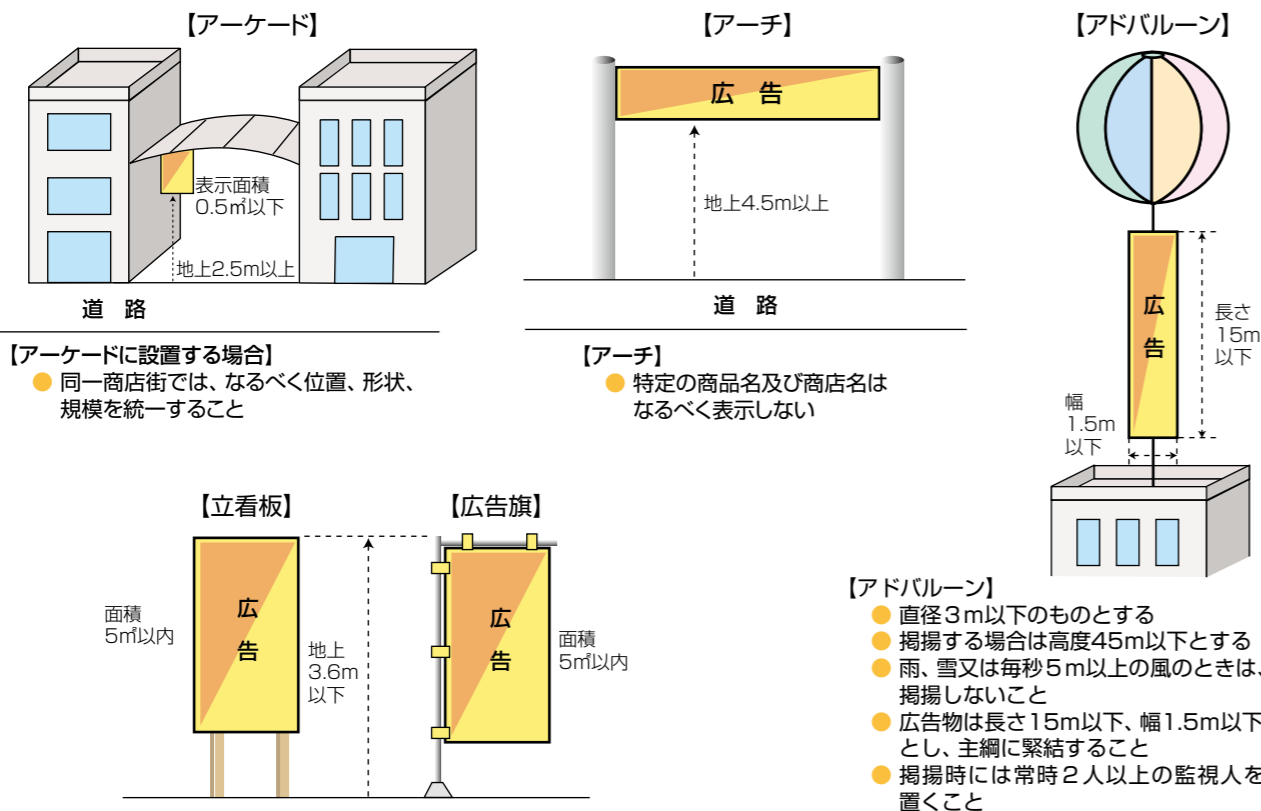
標識柱(道路標識を除く)を利用するもの

- 蛍光塗料、発光塗料、反射塗料は使用しないこと
- 一の標識につき1件

【例】消火栓標識柱



広告塔、広告板に類するもの



違反広告物に対する措置

報告及び立入検査(第28条)

- 屋外広告物の表示者等に対し、必要な報告をさせたり、広告物等のある土地、建物に立ち入り、広告物等を検査することがあります。

許可の取消及び措置の命令(第21条)

- 公衆に対し危害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は許可申請書の虚偽の事項があったときは、許可を取り消すことがあります。
- 条例、規則に違反した広告物等があるときは、改修、移転、除却その他必要な措置を命ぜられることがあります。

条例の違反行為に対する罰則(第60条～第66条)

- 許可が必要なのに許可を受けなかったとき
- 禁止されている地域や物件に掲出したとき
- 違反した広告物を掲出させたとき
- 届出をせずに屋外広告業を営んだとき、など上記以外にも罰則が適用される場合があります。

簡易除却(屋外広告物法第7条第4項)

- 違反している屋外広告物が、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等である場合は、除却することができます。



禁止物件(道路の防護柵)に表示された“はり札等”



道路上に不法占用された“広告旗”



道路上に不法占用された“立看板等”

色彩規制があります (自然系許可地域及び住居系許可地域のみ)

- 屋外広告物の色は、「文字・マーク等の表示部分の色」と「それ以外の色(=地色)」に分けられますが、そのうち「地色」について規制するものです。

表 対象行為等

対象行為	項目	景観計画の区域における基準
相模原市屋外広告物条例に基づき許可を要する屋外広告物で、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置で次に掲げるもの 1 自然系許可地域にあつては、その基準ごとの1面の表示面積が3㎡以上のもの 2 住居系許可地域にあつては、その基準ごとの1面の表示面積が5㎡以上のもの	色彩	○地色は、周辺景観や建築物の外壁と調和するよう配慮し、かつ、別表第4第1項の表に示す範囲の色彩が過半とする。

備考
色彩については、日本産業規格(JIS)に基づく、色彩の表示方法(修正マンセル表色系)による。

(例)



○地色が高彩度色であるため、色彩基準に適合しません。



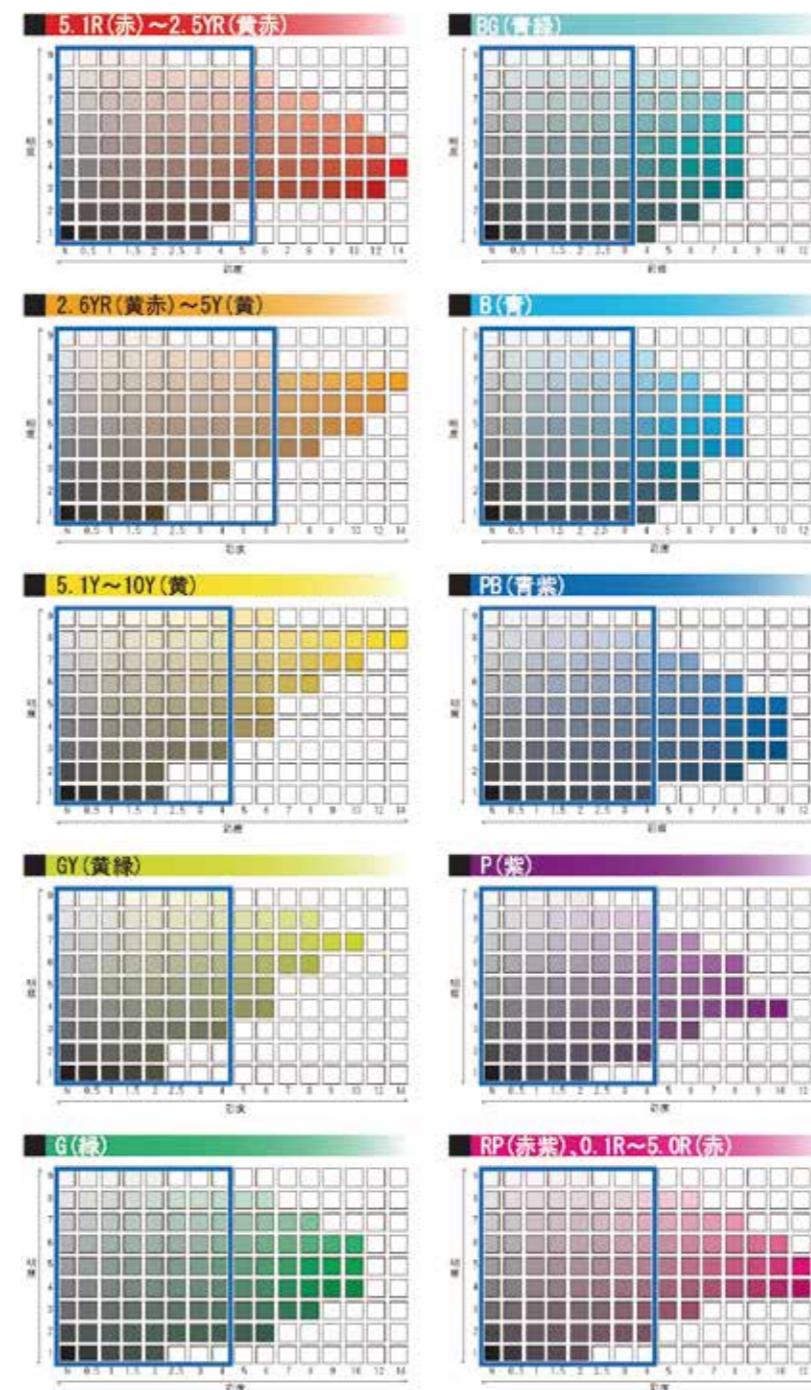
○文字の色と地色を反転させることにより、地色が低彩度色となるため、色彩基準に適合します。



○高彩度の地色部分より低彩度の地色部分が多いため、色彩基準に適合します。

別表第4第1項 [屋外広告物の地色の色彩基準]

使用する色相	彩度
0.1Rから10R	5以下とする。
0.1YRから5Y	6以下とする。
5.1Yから10G・0.1PBから10RP	4以下とする。
0.1BGから10B	3以下とする。



凡例
 屋外広告物の地色として使用できる色彩の範囲

規制の対象から除外される屋外広告物があります

社会生活を営むうえで必要とされる最小限度の広告物は、規制の対象から除外されます。

区分		要件		
許可手続の適用除外	禁止規定の適用除外	許可基準の適用除外	他法令の規定により表示又は設置すべきものや選挙運動のためのはり紙、ポスターの類	
			案内図その他公衆の利便に供するもの	<ul style="list-style-type: none"> 国及び地方公共団体の公報資料及び広報資料 国及び地方公共団体の案内板及び掲示板 災害、感染症の発生等における緊急な事項を告示するもの
			祭典用その他慣例上使用されるもの	<ul style="list-style-type: none"> 社寺、教会等の礼式や冠婚葬祭の際に掲出されるもの 地方の年中行事のために表示又は設置されるもの
			工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する屋外広告物で、周囲の景観に調和するものであり、営利を目的としないもの	
			電車又は自動車に表示するもの	<ul style="list-style-type: none"> 電車の車体に所有者の氏名、名称、商標又は所有者の事業や営業の内容を表示するもの 自動車の車体に所有者や管理者の氏名、名称、店名、商標又は所有者や管理者の事業や営業の内容を表示するもの 自動車の使用の本拠地が、本市以外である場合に、その都道府県市の条例の許可を受けて表示するもの
			自己用のもの	<ul style="list-style-type: none"> 自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示するもの及び自己の店舗、営業所、事業所又はこれらの敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容（自己の営業に係る特定の商品名等を表示するもので、その表示面積が全体の表示面積の1/2以下であるものを含む）等を表示するものであって、表示面積の合計が10㎡（禁止地域にあっては5㎡）以下のもの 建築物の上部に突出するものにあつては、自然系許可地域及び住居系許可地域（第一種住居地域を除く）においては、当該建築物の屋根の最高部を超えないもの又は第一種住居地域並びに工業系許可地域、沿道系許可地域、近隣商業系許可地域及び商業系許可地域においては、当該建築物の屋根からの高さが4m以下のもの
			自己の管理する土地や物件に管理上の必要に基づき表示又は設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> 表示面積の合計が1㎡以下で、地上からの高さが2m以下のもの
			公共施設又はその敷地内に当該公共施設の名称等を表示するもの	
※許可基準及び禁止規定は適用				
営利を目的としないはり紙、はり紙その他これらに類するもの		<ul style="list-style-type: none"> 表示面積が1㎡以下で、政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの又はその他営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示するもの（責任者の住所及び氏名を記載） 		
公共団体、公益法人その他これらに類する団体が表示又は設置するもので、公益上必要と認められるもの				

■ 広告景観形成地区（第51条～第53条）

市長は、地域の特性を踏まえた住みよい風格のあるまちなみを形成するために特に必要であると認める次のいずれかの要件を満たす地域を広告景観形成地区として指定することができます。

- 都市計画法第12条の5の規定による地区計画が決定されている地域
- 地域の住民による、建築基準法第73条の規定による建築協定、まちづくり協定等の締結又は協議会の設置等により良好な景観を形成のための自主的な取組が行われている地域
- 商業活動を行う様々な店舗が集約されている商店街で、地域の特性を踏まえた良好な景観を形成するための取組が行われている地域
- 良好な景観を形成するための地区の整備、街路の整備等の事業が実施され、又は計画されている地域
- 上記の地域のほか、良好な景観を保存すべき地域

※これらの地域で広告景観形成地区の指定をするときは、当該地区のまちなみに合わせて広告物等に関する基本方針を定め、この基本方針のなかで、当該地区のまちなみに合わせて、屋外広告物ごとに形状、面積、色彩、意匠、高さ、位置などの許可の基準を、地区独自に定めることができます。

■ 広告協定地区（第54条～第55条）

一定の区域内の土地、建築物及び工作物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、地域の特性を踏まえた良好な景観を形成するため当該区域内の広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法の基準に関する協定を締結したときは、当該区域を広告協定地区として指定するよう申請することができます。

地域の特性を活かした広告景観の創出も大切です。



屋外広告業とは、広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行う法人又は個人をいいます。(元請け、下請けは問いません。)

相模原市内で屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事等を請け負おうとする方は、市内の営業所の有無に関わらず、登録又は特例届出が必要となります。

■ 屋外広告業の登録 (第32条)

- 屋外広告業を営もうとする方は、市長の登録を受ける必要があります。
- 有効期間(5年)の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする方は、更新の登録を受ける必要があります。

■ 特例届出 (第46条)

- 神奈川県に登録した方は、その旨を相模原市に届け出ることにより市長の登録を受けた者とみなすことができます。

■ 変更・廃業等の届出 (第36条、第38条、第46条第2項)

- 登録事項又は届出事項に変更があったり屋外広告業を廃止したときは、変更又は廃業の日から30日以内に届出を行う必要があります。

■ 業務主任者の設置 (第41条)

- 営業所ごとに業務主任者を置く必要があります。
- 業務主任者になれるのは、以下の資格等をお持ちの方です。
 1. 屋外広告物講習会の課程を修了した者
 2. 屋外広告士
 3. 職業能力開発促進法に基づく広告美術科の職業訓練指導員免許を所持する者、広告美術仕上げの技能検定試験に合格した者又は広告美術科の職業訓練の課程を修了した者
 4. 市長が1～3と同等以上の知識を有するものと認定した者

■ 標識の掲示 (第42条)

- 登録を受けた方は、営業所ごとに屋外広告業者であることを示す標識を掲げる必要があります。

■ 帳簿の備付け (第43条)

- 登録を受けた方は、営業所ごとに必要事項を記載した帳簿を備え付ける必要があります。

■ 罰則 (第60条、第62条、第66条)

- 条例の違反行為に対しては、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金等、刑罰を科せられることがあります。



看板工事は登録業者へ依頼を

屋外広告業者は登録制です。
看板を設置するときは、相模原市登録業者又は特例届出業者に依頼してください。(登録業者以外は、看板工事ができません。)

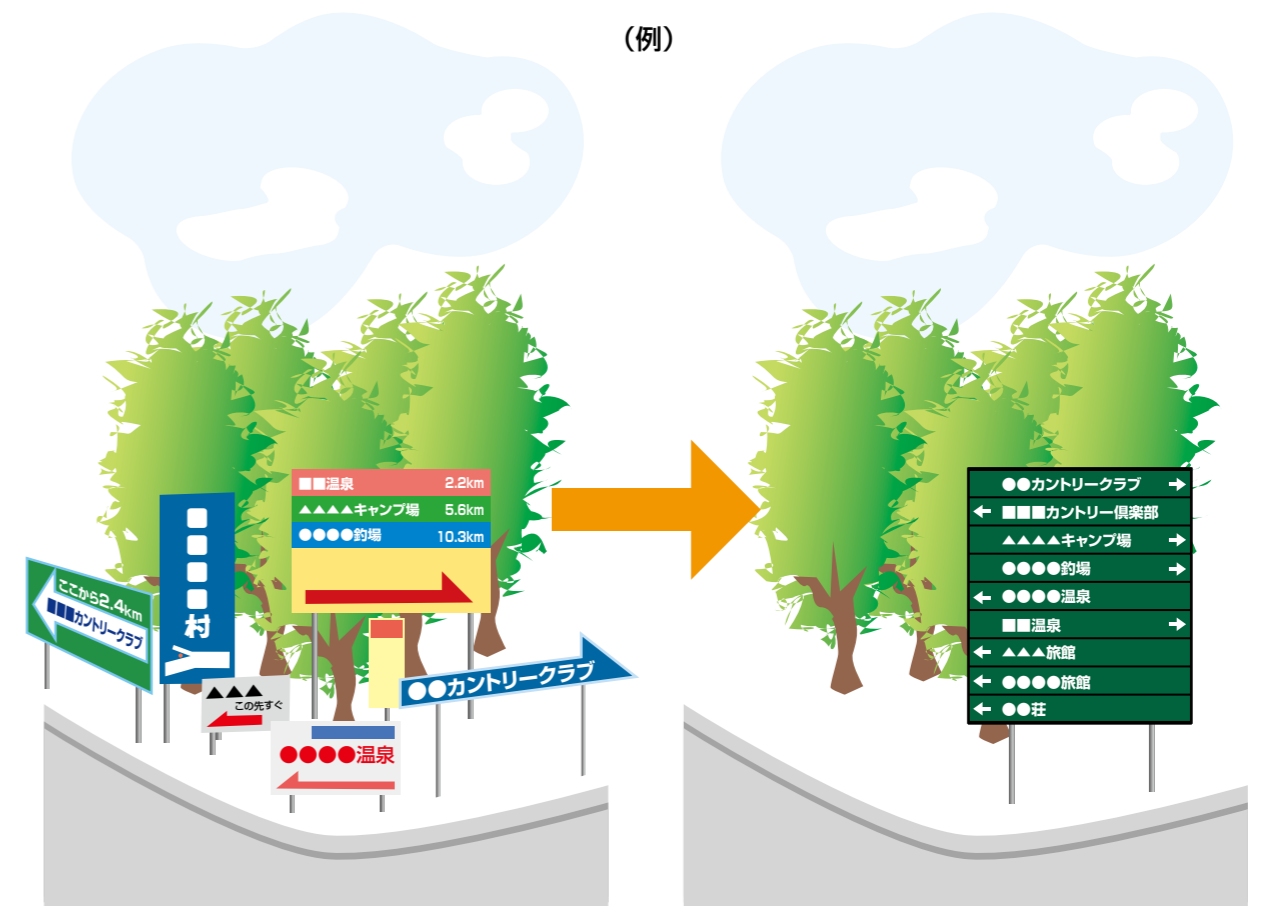


登録業者へ依頼すればいいんだね!



屋外広告物は、都市のにぎわいや風格を演出し、地域の魅力を高めるよう、次の点に配慮したものとします。

- 見る者に対して必要十分な規模・数とし、複数の広告物はコンパクトに集約する。
- 隣接する緑地や後背のやまなみへの眺望に配慮した位置及び形状とする。
- 建築物とのデザイン・色彩の調和を図り、統一的なデザインとなるように工夫する。
- 色数はできるだけ少なくするようにし、地色は建築物と同系色とするなど、まちなみへの影響を軽減させる工夫を行う。
- まちなみから突出するような過剰なデザイン(極めて彩度の高い色彩や蛍光色を用いたもの、大型のフィギュアや写真を用いたもの等)は控える。
- 人々に不快感を与え、交通安全に支障をきたすおそれのある設備(過剰な電飾、激しく点滅する照明、交差点付近等の動画広告等)は控える。
- 商業地や幹線道路沿道では、地域のまちづくりや沿道整備の機会を捉え、相模原市屋外広告物条例の「広告景観形成地区の指定」や「広告協定地区の指定」などを活用し、屋外広告物の表示に関する基準を定め、地域にふさわしい景観形成や地域の活性化を図ります。
- 景観重要建造物及び景観重要樹木等の周辺では、屋外広告物の表示及び掲出の規制を検討します。



○大きさ、色などの統一感が無く、乱雑に設置された複数の広告物。

○大きさ、色などを統一し、周囲の景観にとけこむよう集約化された広告物。



潤水都市 さがみはら

屋外広告物についてのお問い合わせ先

相模原市都市建設局まちづくり推進部建築・建築政策課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

TEL **042-769-9252**(直通) FAX **042-757-6859**

Eメール：**kensei@city.sagamihara.kanagawa.jp**